

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 2 月 26 日

全国健康保険協会静岡支部
支部長 安田 剛

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度 LINE 公式アカウント配信業務委託

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会静岡支部

(5) 見積競争方法

契約は単価契約とする。見積金額には当該業務遂行に要する一切の諸経費を含めること。また、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

契約者の決定にあたっては、期限内に適正な見積書を提出した者のうち、見積金額が全国健康保険協会静岡支部の定める予算限度額の範囲内であり、かつ最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期限の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (8) 過去 3 年間に LINE 公式アカウント運用業務を実施した実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒420-8512
静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2
全国健康保険協会静岡支部企画総務グループ 担当 大矢
電話（代表） 054-275-6601（自動音声案内2番→4番）
- (2) 仕様書の交付方法
前記（1）の場所にて交付する。
- (3) 見積書の提出期限等
期 限 令和7年3月10日 17時00分
提出場所 前記（1）のとおり
見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
記載漏れ、押印漏れ及び判読不可な見積書は無効とする。
提出した見積書の差替え、変更または取消をすることはできない。
- (4) 見積書等の提出書類
 - ①見積書
 - ②過去3年間における、LINE 公式アカウント運用業務を記載した実績申立書（様式は任意）
 - ③会社概要（パンフレットでも可。なお、業務拠点を明確に確認できるものを添付のこと）

4 その他

- (1) 当該業務は、委託業務の全部を受託者内部で行うこととし、委託業務の全部または一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
全額免除とする。
- (4) 見積競争の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。
- (7) 決定業者には見積提出期限より7日以内を目途に電話で連絡することとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2） 破産者で復権を得ない者

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1） 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第 23 条 役職員であった者は、退職後 2 年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

仕様書等送付依頼書

(調達件名) 令和7年度 LINE 公式アカウント配信業務委託

標記案件に係る仕様書等を以下の住所にお送りください。

【送付先】

法人名又は商号：_____

担当者名：_____

郵便番号：_____

住所：_____

電話番号：_____ FAX：_____

依頼先

全国健康保険協会静岡支部
企画総務グループ 契約担当者宛
FAX : 054-275-6609